

活性化拠点施設わかやま  
指定管理者募集要項

珠 洲 市

令和 8 年 2 月

## 活性化拠点施設わかやま指定管理者募集要項

活性化拠点施設わかやまを効果的かつ効率的に実施するため、以下のとおり指定管理者を募集する。

### 1 対象となる施設

(1) 名 称 活活性化拠点施設わかやま  
(2) 所 在 地 珠洲市若山町延武い部40番1  
(3) 施 設 概 要  
木造1階建  
(建築年月) 平成29年3月完成  
(建築面積) 247 m<sup>2</sup>  
(延床面積) 227 m<sup>2</sup>  
(敷地面積) 5,081 m<sup>2</sup>  
事務室、物産販売コーナー、厨房、食堂コーナー、和室、  
公衆便所

### 2 運営に関する事項

#### 【指定管理者が行う管理の基準】

活性化拠点施設わかやまの設置及び管理に関する条例の規定によるものほか、その他の関係法令で定める管理の基準に従って、活性化拠点施設わかやまの管理を行わなければならぬ。

#### 【指定管理者が行う業務の範囲】

活性化拠点施設わかやまの設置及び管理に関する条例に規定する業務の実施に関する事。

- (1) 地域活性化等の事業に関する業務
  - (2) 施設の利用促進に関する業務
  - (3) 施設の維持管理及び修繕に関する業務
  - (4) 施設の利用の承認に関する業務
  - (5) 施設の利用料の徴収に関する業務
  - (6) 施設の利用の承認の取消しに関する業務
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理に関し、市長が必要と認める業務
- なお、具体的な業務内容及び履行方法については、仕様書等による。

#### 【指定管理期間】

指定管理期間は令和8年10月1日から令和10年3月31日までの期間とする。

(議会の議決により決定)

#### 【利用料金】

活性化拠点施設わかやまについては、利用料金制度を適用する。

#### 【指定管理料】

珠洲市は、指定管理料として、年額1,836,000円を指定管理者に支払うものとする。ただし、指定管理料が軽減される場合には、その金額を提案すること。

## 【納付金】

指定管理者は、下記により算出した額を市に納付するものとするが、経営改善等によって、市への納付金を増額できる場合には、その金額や納付時期等について提案すること。

### 納付金の算出

指定管理期間	納付額	納付時期と納付回数	摘要
令和8年10月1日 ～ 令和10年3月31日 (期間: 1年6ヶ月)	税引前当期利益× 30% (固定額不要)	各年度終了後 (1回)	指定管理業務の実施によって得た当期利益の一部を市に納付する 納付額は、千円未満切捨てとする

## 3 申請に関する事項

### 【申請の資格】

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 当該業務に係る公告を行った日現在、珠洲市内に営業所（法人格を有しない場合は事業所等）を有する者であること。
- (3) 本市の工事請負契約等に係る指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 珠洲市税について滞納がないこと。

その他、指定期間中、施設の管理運営を円滑かつ安定して実施できる法人その他の団体であること。団体の場合、法人格は必ずしも必要ないが、個人は申請することはできないものであること。

### 【申請書類】

法人その他の団体であって、この要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、公の施設指定管理者指定申請書（様式第1号）及び申立書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、提出期間内に市長に提出すること。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の指定期間内における管理運営に関する各年度の事業計画書（様式第3号）及び収支予算書（様式第4号）
- (2) 当該団体の定款又は寄付行為の写し及び登記簿の謄本（法人以外の団体にあっては、会則等）
- (3) 当該団体の前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録
- (4) 身元証明書（法人は、代表取締役。法人以外の団体にあっては、その代表者。）
- (5) その他市長が必要と認める書類（市税滞納有無調査承諾書（様式第5号）、労働保険料納付済証明書等）

### 【申請書の提出】

- (1) 提出期間

持参の場合は、令和8年2月2日（月）から令和8年3月31日（火）まで（た

だし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)。郵送の場合は令和8年3月31日(火)必着とする。

(2) 提出時間

持参による場合、午前8時30分から午後5時まで

(3) 提出場所

〒927-1295

珠洲市上戸町北方1字6番地の2

珠洲市産業振興課(すず市民交流センター3階)

電話0768-82-7767(直通)

(4) 提出方法

提出場所へ直接持参又は郵送(一般書留、簡易書留、配達記録郵便のいずれか)するものとする。ただし、郵送による場合は締切日必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。電送による提出は受け付けない。

(5) 提出部数

1部

**【施設の視察及び説明会の開催】**

活性化拠点施設わかやまの概要説明及び申請方法、提出書類などについて説明会を開催する。

参加人数は1法人その他の団体につき2人までとし、法人その他の団体の名称及び氏名を開催日前日までに連絡すること。

(1) 開催日時 令和8年2月13日(金)午後1時から1時間程度

(2) 開催場所 すず市民交流センター3階会議室

(3) 連絡先 珠洲市産業振興課

**【選定方法】**

書類審査及び面接審査(令和8年4月下旬実施予定)

**【選定基準】**

- (1) 施設設置の目的が達成できること。
- (2) 利用者の平等な利用の確保及びサービス向上が図られること。
- (3) 事業計画書の内容が、当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に發揮するものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られること。
- (4) 事業計画書に沿って当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有すること。
- (5) 市民の声が反映される管理が行われること。
- (6) 安全管理の状況
- (7) 労働福祉の状況
- (8) 環境保護及び障害者の雇用等の福祉政策に取り組んだ経営を行っていること。